

公の施設の実態及び見直しに係る調査票

公の施設 資料5-1 県立図書館(調査票)

(a)施設名	千葉県立中央図書館	千葉県立西部図書館	千葉県立東部図書館			
(b)施設所在地	千葉市中央区市場町11-1	松戸市千駄堀657-7	旭市ハの349			
(c)設置年月日	大正13年3月8日 (昭和43年9月 現在地に新築移転)	昭和62年4月1日	平成10年11月1日			
(d)面積 (m <sup>2</sup> )	建築面積 2,219.39m <sup>2</sup>	建築面積 2,132.95m <sup>2</sup>	建築面積 2,322.64m <sup>2</sup>			
	延床面積 6,171.03m <sup>2</sup>	延床面積 3,261.70m <sup>2</sup>	延床面積 3,590.86m <sup>2</sup>			
	敷地面積 5,600.00m <sup>2</sup>	敷地面積 5,236.00m <sup>2</sup>	敷地面積 4,093.74m <sup>2</sup>			
(e)設置目的	<p>図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。(図書館法 第2条/教育機関設置条例 第2条)</p> <p>都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置市町村も含め、県内全体の図書館サービスの進展を図る観点に立ち、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。(平成13年文部科学省告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」)</p>					
(f)主な事業内容	<p>主に「図書館法」第7条の2に規定されている「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示)より</p> <p>○基本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の需要を広域的、総合的に把握し、資料・情報を収集、提供、保存</li> <li>・市町村立図書館、図書館未設置市町村への支援</li> </ul> <p>1 市町村立図書館への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料、情報提供</li> <li>・県内図書館職員の資質向上のための研修の実施</li> <li>・市町村立図書館では解決できなかったレファレンス(調査相談)への回答</li> </ul> <p>2 図書館ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内図書館の図書相互協力のための資料搬送車の運行</li> <li>・市町村立図書館も含めた蔵書の横断検索システムの構築、提供</li> <li>・県内大学図書館、文書館・博物館等関係機関等との連携・協力</li> </ul> <p>3 調査・研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究</li> </ul> <p>4 資料の収集、提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立図書館の要求に応えられる資料の整備、提供、保存</li> <li>・千葉県関係資料の網羅的収集、提供、保存、索引等の作成</li> </ul> <p>5 子どもの読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校図書館支援</li> </ul>					
(g)運営形態	<p><input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度</p> <p>※該当する方を■に変更してください</p>					
(h)利用者数 (人)		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
	中央図書館	94,245	83,767	89,465	93,645	95,577
	西部図書館	264,383	234,994	216,854	219,729	242,406
	東部図書館	210,416	195,353	196,759	188,517	191,644
	合計	569,044	514,114	503,078	501,891	529,627
※県直営施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(i)職員数 (人) (i)嘱託職員数 (人)	中央図書館	32	34	34	33	34
	西部図書館	6	8	7	7	6
	東部図書館	20	20	21	22	22
	合計	8	8	8	8	8
	合計	16	16	16	16	17
※県直営施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(j)施設運営費 (千円) (うち人件費)	中央図書館	434,856	453,824	485,631	481,956	485,183
	西部図書館	(261,481)	(289,781)	(286,583)	(282,916)	(280,773)
	東部図書館	296,562	292,205	262,624	262,486	255,488
	合計	(177,154)	(179,900)	(180,962)	(180,386)	(175,234)
	合計	277,183	272,004	240,735	247,176	243,939
※県直営施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(m)使用料等収入(千円)	中央図書館	1,008,601	1,018,033	988,990	991,618	984,610
	西部図書館	(583,653)	(618,593)	(616,061)	(617,422)	(611,083)
	東部図書館	11	8	17	17	17
	合計	55	61	61	62	58
	合計	11	11	18	18	18
※該当施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(m)使用料等収入(千円)	中央図書館	11	8	17	17	17
	西部図書館	55	61	61	62	58
	東部図書館	11	11	18	18	18
	合計	77	80	96	97	93
	合計	77	80	96	97	93

(n)設置目的に関する事項	<p>※運営実態が設置目的を満たしているかについての認識、設置時に想定しなかった社会情勢等の変化による設置目的への影響等を記載</p> <p>社会教育法の改正を受け、平成20年には図書館法が改正され、図書館サービスを実施する上で家庭教育の向上に資するよう留意すること、運営状況の評価の実施及び公表等、司書の資質向上に必要な研修を行うことが求められている。</p> <p>また、国が見直しを行っている「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改訂の視点には、新しい知識・情報が社会活動の基盤として重要性を増す現代社会において、図書館は知識を蓄積、保存、提供するとともに情報リテラシーの向上に資するために重要であること、県立図書館と市町村の役割を明確にすることなどが示されている。 (詳細については次項の別添資料「県立図書館と市町村立図書館の役割」に同じ)</p>
(o)市町村や民間等との役割分担に関する事項	<p>市町村・国の類似施設の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>民間・NPO等の類似施設の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>※有の場合、県の施設と当該施設の機能等の相違を記載 別添資料「県立図書館と市町村立図書館の役割」のとおり</p>
(o)市町村や民間等との役割分担に関する事項	<p>※広域利用に関する実態を記載</p> <p>現在、県立図書館は3館あり、県内を「東葛」「東総」「中央～南総」という3つのエリアに分けて、それぞれの市町村支援、資料搬送車の運行、市町村立図書館等職員の資質向上のための研修会の開催、先進的サービスの実施、普及等を行っている。3館で実施することにより、各市町村立図書館の実情を把握してきめ細かい市町村支援が可能であり、エリア内の資料搬送も迅速に行うことができる。研修会の効果や先進的サービスの市町村立図書館への普及などもエリア毎に行うことにより、広い県域に浸透しやすい。また、3館あることにより、県民が直接、県立図書館に出向き、市町村立図書館では受けることのできない専門的なサービスを受けやすくなる。なお、現有施設1館で、県内全域に対し、現状の県立図書館サービスを行き渡らせるには、規模が不十分であり新館を建てる必要がある。</p>
<p>※県直営施設のみ (p)運営形態に関する事項</p>	<p>指定管理者制度の導入について <input type="checkbox"/>可能性あり <input checked="" type="checkbox"/>不可</p> <p>※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載</p> <p>「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年告示)では、県立図書館には、自館の運営だけでなく、県内図書館ネットワークの推進、市町村立図書館等への支援、図書館未設置市町村の図書館設置促進の助言・援助、先進的サービスやその評価方法の調査・研究、域内の図書館職員への研修プログラムの開発・実施等が求められており、直営でなければ難しい。</p> <p>また、これらの業務を行う県立図書館の司書には専門性が不可欠であり、長期的視野に立ち、その専門性を確保し高めていくことを、指定管理者制度で行うのは困難である。</p> <p>社会教育法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議に「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し適切な管理運営体制の構築を目指すこと」とある。</p> <p>なお、図書館は「図書館法」により、主たるサービスにおいて利用料金を徴収することができない。</p> <p>地方独立行政法人化について <input type="checkbox"/>可能性あり <input checked="" type="checkbox"/>不可</p> <p>※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載</p>
(q)他都道府県の状況	<p>※他自治体(近県)における類似施設の設置状況、運営形態等を記載</p> <p>3館：埼玉 2館：東京、神奈川、大阪、京都 2館(うち分館1)：秋田、福井、鹿児島、沖縄 その他の県は1館</p> <p>全国で44県が直営で、管理運営について指定管理者制度を導入しているのは岩手県立図書館だけである。</p>
(r)課題	<p>※大規模修繕等の必要性等ハード面及び利用実績の低下等ソフト面の課題</p> <p>県内市町村立図書館には、自治体による図書館サービスの大きな格差、また、書庫狭隘化による所蔵資料の廃棄、時代に対応した図書館サービスの実施などの課題がある。そのため、県立図書館による、よりきめ細かい市町村支援の実施、県立図書館を中心とした資料の保存体制作り、新しいサービスを実施するための職員研修などが必要になっている。</p> <p>中央図書館については、平成27年度末までに、県の耐震化整備プログラムによる耐震補強工事を完了しなければならない。また、築後42年が経過しているため、老朽化が進んでいる。資料保存のための書庫は、3館とも狭隘化している。</p>

(s)改善方針・経緯	<p>※上記について改善方針及び現在までの取組を記載</p> <p>県立図書館については、平成21年には千葉県生涯学習審議会から意見をいただき、その後、検討を重ね、現在は生涯学習審議会で「(仮称)千葉県立図書館の今後の在り方」を審議している。審議終了後には、パブリックコメントを行い、それらの意見を参考に改善方針を決める予定である。</p> <p>また、その際には、現在、実施中である中央図書館の劣化診断調査の結果も踏まえる予定である。</p>
(t)県の関与等の必要性	<p>市町村・民間移譲の可能性 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>※上記の理由を記載</p> <p>「o」(前段)、「p」に同様</p>
	<p>統廃合の可能性 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>※上記の理由を記載</p> <p>3館の必要性については「o」(後段)の通りである。ただ、「s」に記載の通り、生涯学習審議会での審議中のため、その中で検討を行っていく予定である。</p>
(u)総括:見直し方針	<p><input checked="" type="checkbox"/>現行の体制の維持 <input type="checkbox"/>指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/>市町村・民間移譲</p> <p><input type="checkbox"/>統廃合 <input type="checkbox"/>地方独立行政法人への以降 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>※上記の理由を記載</p> <p>「t」に同様</p>

# 県立図書館と市町村立図書館の役割

	<p style="text-align: center;"><b>現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」</b> (平成13年 文部科学省告示)</p>	<p style="text-align: center;"><b>現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」</b> <b>の改正の方向性</b></p>
<b>県立図書館</b>	<p>(基本) ・住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する。 ・図書館未設置市町村の求めに応じて必要な援助を行う。 ・住民の直接的利用に対する体制の整備 ・社会教育施設や学校等とも連携しながら、住民の学習活動を支援する</p> <p><b>1 市町村立図書館の援助</b> (1)資料の紹介、提供、保存 (2)情報サービスに関する援助 (3)図書館の運営の相談に応じること (4)図書館の職員の研修に関し援助を行うこと</p> <p><b>2 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク</b> 県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努める (1)県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、図書館間の連絡調整の推進に努める (2)県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他県立・国会図書館等との連携・協力を努める</p> <p><b>3 調査・研究開発</b> (1)図書館サービスを効率的・効果的に行うための調査・研究 (2)住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握し、住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努める</p> <p><b>4 資料の収集、提供等</b> (1)市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備 (2)郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布</p> <p><b>5 準用</b> 市町村立図書館に係る1～6については、県立図書館に準用する</p>	<p>&lt;現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」の改正に向けた文科省の協力者会議からの報告案&gt;</p> <p>○都道府県立図書館の役割 1 市町村立図書館や地域の大学と連携して、図書館の新しいサービスや評価方法の調査・研究開発に努める。 2 市町村立図書館への支援や公立図書館間や館種の異なる図書館間で連携の中心となること。 3 県内の図書館職員の研修プログラムの開発・実施等に努める。</p> <p>○公共図書館の役割 1 図書館活動の意義の理解促進 2 レファレンスサービスの充実と利用促進 3 課題解決支援機能の充実 4 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備 5 図書だけでなく多様な資料の提供 6 児童・青少年サービスの充実 7 他の図書館や関係機関との連携・協力 8 学校との連携・協力</p> <p>&lt;図書館法改正に基づく方向性&gt; 1 県教育委員会は、司書及び司書補の資質向上のため、必要な研修を行うことについての努力規定(*) 2 子どもの読書活動の推進が、家庭でも図られるように図書館奉仕を行うことが重要 3 図書館における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度についても十分配慮し、検討する必要(「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し適切な管理運営体制の構築を目指すこと」との社会教育法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議を受けたもの) 4 図書館の運営状況に関する地域住民への情報提供</p> <p>(*)は県のみ</p>
<b>市町村立図書館</b>	<p>(基本) 住民のために資料や情報の提供等、直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努める。</p> <p><b>1 資料の収集、提供</b> (1)新刊図書及び雑誌の確保並びに図書館機能を発揮できる資料の整備 (2)地域内の郷土資料の作成、収集及び提供</p> <p><b>2 レファレンス・サービス等</b> (1)レファレンス・サービスの充実・高度化</p> <p><b>3 利用者に応じた図書館サービス</b> (1)成人サービスの充実(就職等のための資料及び情報の収集・提供) (2)児童・青少年サービスの充実(読書活動の推進) (3)高齢者サービスの充実(拡大読書器などの資料・機器・機材の整備・充実) (4)障害者サービスの充実(点字資料等の整備・充実) (5)地域に在留する外国人等に対するサービス</p> <p><b>4 多様な学習機会の提供</b> (1)自主的・自発的な学習活動の援助(読書会、資料展示会等の主催) (2)情報活用能力の向上を支援(講座等の提供)</p> <p><b>5 ボランティアの参加の促進</b> 新たな図書館サービスを展開していくため、ボランティアとしての参加を一層促進、また養成のための研修の実施</p> <p><b>6 広報及び情報公開</b> 利用者の拡大を図るため、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努める</p>	